

各 位

会 社 名 NCD株式会社
代表者名 代表取締役社長 下條 治
(コード 4783 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 加藤 裕介
電 話 03-5437-1021
U R L <https://www.ncd.co.jp/>

従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年6月4日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 61,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,410 円
(4) 処分総額	147,974,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、人的資本経営の一環として、当社ならびに当社グループ会社のうち一定の要件を満たす管理職である従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とした従業員向けインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。

本制度を導入することにより、当社グループの中長期的な業績の向上および企業価値の増大に向け、株主の皆さまと価値を共有することで、対象従業員の貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

本自己株式処分は、本制度の仕組みとして採用する株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」といいます。）の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結するE S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（E S O P信託口）に対し、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2026年3月31日の発行済株式総数8,300,000株に対し0.74%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数80,806個に対する割合0.76%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、2026年5月15日付で公表いたしました「従業員向けインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）本信託契約の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 当社および当社グループ会社の従業員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 当社および当社グループ会社の従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2026年6月1日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2026年6月1日～2029年7月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2026年7月1日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月14日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における終値である2,410円としております。当該価格を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上